

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館目的外使用の許可		
根拠法令及び条項		地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	①多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 7 号）第 7 条 ②社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 23 条（公民館の運営方針）		
	基 準	目的外使用の場合においても、その使用が社会教育法第 23 条に抵触する場合は、使用許可しない。 ○社会教育法第 23 条（公民館の運営方針） 公民館は、次の行為を行ってはならない。 (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 ～3 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				